

感染症の出席停止について

学校保健安全法の規定により、学校感染症にかかった場合には、学校での流行を防ぐために医師及び学校医の意見により学校長が出席停止の指示をすることとなっております。学校感染症に該当する感染症の種類とその手続きについては下記の通りです。

1 学校感染症と出席停止期間

	病名	期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日せき	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退後2日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、伝染性軟属腫、伝染性濃痂疹 等	

2 手続きの方法

- ① 医療機関で「学校において予防すべき感染症」に罹患したと診断された場合は、保護者から直ちにその旨を学校へご連絡ください。
- ② 定められた期間は自宅で療養し、医師の許可が出てから登校してください。
- ③ ご家庭で「出席停止報告書（様式1）」を記入していただき、医療機関を受診した証明（処方箋等のコピー
※受診した日付が分かるもの）を添付し学校へ提出してください。